

財政健全化法に基づく健全化判断比率等(速報値)について

京都市を除く府内14市11町村における令和4年度決算に基づく健全化判断比率等(速報値)は以下のとおりです。
 財政健全化法に規定する早期健全化等の基準を超過した団体はありませんでした。

区 分	法に規定する基準		左記の基準を超過する団体
	早期健全化	財政再生	
実質赤字比率	11.25% ～ 15.00%	20.00%	該当なし
連結実質赤字比率	16.25% ～ 20.00%	30.00%	該当なし
実質公債費比率	25.0%	35.0%	該当なし
将来負担比率	350.0%		該当なし
資金不足比率 (公営企業)	20.0%		該当なし

※市町村毎(京都市含む)の数値は別紙のとおり。

※数値は速報値のため、今後変動する可能性があります。

【本報道発表に関するお問合せ】

総務部自治振興課 課長 山崎 TEL 075-414-4445
 課長補佐兼係長 橋爪 TEL 075-414-4454

